日薬業発第２９７号
平成２１年１１月２４日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　児玉　孝

「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」
（第１版）の策定について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、薬局・薬剤師には、従来の薬剤供給や調製を中心とした医薬品の管理者という役割に加えて、医薬品の適正使用や効果的な薬物治療の実現、さらには患者のQOL向上を図る役割が求められています。

また、薬剤師には、医薬品に関わる医療事故防止の観点から、患者の安全対策、特に副作用及び医薬品に関わる被害の防止に向けて、より具体的かつ積極的な取り組みが求められています。特に安全管理が必要な医薬品（以下、「ハイリスク薬」）を使用する患者に対しては、個々の生活環境や療養状況に応じた適切な服薬管理や服薬支援を行うことが欠かせませんが、その一方、外来患者に処方されるハイリスク薬の薬学的管理指導については、必ずしもその方法が確立されていないという問題も指摘されています。

そのような背景を踏まえ、本会では、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（第１版）を策定しました（別添）。

同ガイドラインは、日本病院薬剤師会薬剤業務委員会による「ハイリスク薬の薬剤管理指導に関する業務ガイドライン（Ver. 1）」（平成21年10月16日）を参考として、薬局・薬剤師向けにハイリスク薬の薬学的管理指導を実施する上で必要な標準的な業務を示したものです。また、内容につきましては、今後さらに検討を進め、適宜見直しを行っていくことを予定しております。

つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

＜別添＞
薬局・薬剤師におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン（第1版）